|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 相　　　談  情報提供 |  |
|  |  |  |
| 2 | 高　齢　者 |  |
|  |  |  |
| 3 | 障害者(児) |  |
|  |  |  |
| 4 | 子　　　供 |  |
|  |  |  |
| 5 | ひとり親家庭  女　　　性 |  |
|  |  |  |
| 6 | 生活保護 |  |
|  |  |  |
| 7 | 医療保険  年　金　等 |  |
|  |  |  |
| 8 | 生活の福祉 |  |
|  |  |  |
| 9 | 関連施策 |  |
|  |  |  |
| 10 | 参考資料 |  |
|  |  |  |
|  | 広　　　告 |  |

2017

社会福祉の手引

は じ め に

誰もがいきいき生活し、活躍できる東京を目指して！

東京においては、かつて経験したことのないほど急速に少子高齢化が進展しており、団塊の世代が75歳以上になる平成37年をピークに人口は減少に転じ、平成42年には、都民の４人に１人が高齢者となると見込まれています。

また、平成23年３月の東日本大震災や平成28年４月の熊本地震等の経験から、災害時における医療機能の確保や高齢者、障害者など災害時要配慮者への支援などの取組を更に強化する必要性が明らかになりました。

このような中で、将来にわたって都民が安心して生活できる社会を実現するためには、これまでの事業実施の成果を踏まえ、中長期的な視点に立って福祉・保健・医療サービスの充実に取り組むとともに、社会経済環境の急激な変化や震災等の緊急・突発的な事態にも迅速かつ的確に対応し、実効性のある施策の展開を図る必要があります。  
　そのため、平成29年度は、次のような施策を重点的に進めていきます。

第一に、子供家庭、高齢者、障害者、生活福祉分野では、地域での自立した生活を支える施策を進めます。保育サービスの拡充や特に支援を必要とする子供や家庭への対応強化、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの整備、障害者が地域で安心して暮らすための基盤等の充実、低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援、福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実などに取り組んでいきます。

第二に、保健・医療分野では、質の高い医療が受けられ、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現を目指して施策を進めます。在宅療養環境の整備、救急・災害医療、小児・周産期医療などの医療提供体制の整備やそれを支える医療人材の確保と質の向上に取り組みます。また、適切な食事や身体活動・運動等による生活習慣の改善やがん検診受診率の向上に向けた取組など健康づくりの推進に取り組んでいきます。

第三に、健康安全分野では、多様化する健康危機から都民を守る施策を進めます。新型インフルエンザ、デング熱、エボラ出血熱をはじめとする新興・再興感染症等の発生・流行に備えた対策、危険ドラッグの速やかな排除、食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全確保などに取り組んでいきます。

こうした施策以外にも、広域的な視点から、都民ニーズを捉えた様々な施策を、民間・地域・行政の力を最大限に活用しながら、効率的・効果的に推進します。  
　都は、今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開し、「福祉先進都市」の実現に向けて取り組んでいきます。

平成29年９月　東京都

本書を御利用になるに当たって

〇　本書に掲載している制度は、①都が実施しているもの、②都の支援を受けて区市町村や民間団体が実施しているサービスが中心です。区市町村によっては独自の事業を実施したり、都の事業を拡大したり、又は事業を実施していない場合もあります。

〇　本書は平成 29年４月１日現在を基本に作成していますが、発行時までに変更のあった制度・施設等はできるだけ新しい内容にしました。

〇　各制度は原則として都内居住者を対象としているため、対象者の要件から「都内に住所があること」を省略しています。また、「都内に勤務、通学していること」を省略している場合もあります。

〇　各項目の末尾には、原則として当該制度に関する都の所管課を掲載しています。

〇　施設の所在地一覧については、都立施設以外は原則として都内に所在するもののみを掲載しています。また、紙面の都合で、一部の施設等については掲載を省略しています。必要な場合は「社会福祉施設等一覧」を参照するか、福祉事務所、区市町村、都の所管課へお問い合わせください。

〇　所在地、電話番号は、編集時以降、変更される場合があります。なお、東京区部の市外局番（０３）を省略しています。  
東京都庁の代表電話番号は、５３２１－１１１１です。

|  |
| --- |
| ○「社会福祉の手引」について、御意見をお寄せください。利用する皆様方の声で、 この手引をより良いものにしたいと思います。  （宛先）〒163-8001　東京都新宿区西新宿2-8-1  　　　東京都福祉保健局総務部総務課広報担当  　　　TEL ５３２０－４０３２（直通）　内線３２－１４１  　　　FAX ５３８８－１４００ |

東京都福祉保健局からのお知らせ

主な広報誌等

◎『東京の福祉保健』（例年４月発行）

東京の福祉・保健・医療の現状と主な施策について、分かりやすく説明したものです。大きさはＡ４判で、約95ページの小冊子です。都庁第一本庁舎３階の都民情報ルームや都庁受付、区市町村窓口等で配布するほか、郵送もしています。音声版も発行しています。また、福祉保健局ホームページに全文を掲載しています。

＊福祉保健局総務部総務課広報担当　ＴＥＬ５３２０－４０３２

◎『福祉保健』（毎月発行）

福祉・保健・医療に関するタイムリーな話題を提供するため、毎月発行しています。大きさはＡ４判で、８ページです。都庁第一本庁舎３階の都民情報ルームや都庁受付・区市町村窓口等で配布しています。また、福祉保健局のホームページに全文を掲載しています。

＊福祉保健局総務部総務課広報担当　ＴＥＬ５３２０－４０３２

◎『社会福祉施設等一覧』

都内の社会福祉施設等の名称、所在地、定員などを施設の種類別に編集したものです。

＊福祉保健局総務部総務課統計調査担当　ＴＥＬ５３２０－４０３３

東京都の取り組み

⑴ ｢東京の福祉保健 2017 分野別取組｣

⑵　東京都の福祉保健予算

東京都の平成29年度予算は、「『新しい東京』の実現に向けた改革を強力に推し進め、明るい未来への確かな道筋を紡ぐ予算」と位置づけ、編成されました。

福祉保健局では、都民の生命と健康を守り、地域での自立を支える利用者本位の福祉を実現するため、大都市特有のニーズに即した様々な取組を強化するとともに、誰もがいきいきと活躍できる都市の実現に向けた施策展開を強力に推進していくという方針で編成しました。

この結果、福祉保健局予算は１兆1,494億3,600万円となり、東京都予算（一般会計総額６兆9,540億円）に占める割合は16.5％となりました。また、「福祉と保健」に関する予算（福祉保健予算、病院に対する支出金など）の都一般歳出に占める割合は、23.7％となっています。

※ 一般歳出は、一般会計のうち、公債費及び特別区財政調整会計繰出金、地方消費税交付金など税の一定割合を　　　　　区市町村に交付する経費（税連動経費）などを除いた、いわゆる政策的経費のこと。

東京都福祉保健局ホームページの御案内

トップページには局内の報道発表や、

最新のお知らせなど、

各課ページの検索案内が掲載されています。

◎東京都福祉保健局のホームページアドレス

　http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/